別表第八　核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～四　略］ 五　「品質マネジメントシステム」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号）第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。 （保安のために必要な措置等） **第二条**　法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（以下この項、第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一　［略］ 二　前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、次に掲げる措置を講ずること。 イ　当該廃棄施設における廃棄が可能な放射性廃棄物とするよう必要な処理を行うことその他の廃棄に関する措置について、品質マネジメントシステムを整備し、及び記録を保存するとともに、廃棄前に当該措置の実施状況を確認すること。 ロ　当該廃棄施設を設置した原子力事業者等に、当該放射性廃棄物に関する記録の写しを交付すること。 三　放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三条の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等、法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等、法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七条の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）が当該放射性廃棄物（第五号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。）を廃棄する場合には、次号から第七号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備（法第五十一条の二第三項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。）に廃棄すること。 四　前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、廃棄に関する措置について、品質マネジメントシステムを整備し、及び記録を保存するとともに、廃棄前に当該措置の実施状況を確認すること。 五　［略］ 六　［略］ 七　［略］ 八　［略］	（定義） **第一条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［号を加える。］ （保安のために必要な措置） **第二条**　法第五十八条第一項の規定により、同項に規定する原子力事業者等（第五条の二及び第六条において単に「原子力事業者等」という。）は、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下同じ。）の外において行われる放射性廃棄物の廃棄に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。 一　［同上］ 二　前号の規定により放射性廃棄物を廃棄する場合には、当該廃棄施設を設置した使用者等に、当該放射性廃棄物に関する記録の写しを交付すること。 ［号の細分を加える。］ 三　放射性廃棄物を輸入した製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は使用者（法第十二条の七第一項に規定する旧製錬事業者等、法第二十二条の九第一項に規定する旧加工事業者等、法第四十三条の三の三第一項に規定する旧試験研究用等原子炉設置者等、法第四十三条の二十八第一項に規定する旧使用済燃料貯蔵事業者等、法第五十一条第一項に規定する旧再処理事業者等及び法第五十七条の六第一項に規定する旧使用者等を含む。）が当該放射性廃棄物（次号イに規定する容器を含む。以下「輸入廃棄物」という。）を廃棄する場合には、次号から第六号までに掲げる保安のために必要な措置を講じて廃棄物管理設備（法第五十一条の二第三項第二号の廃棄物管理設備であつて核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第一号に規定する管理のためのものをいう。以下同じ。）に廃棄すること。 ［号を加える。］ 四　［同上］ 五　［同上］ 六　［同上］ 七　［同上］